

宮崎県ミニアンテナショップ事業業務企画提案競技仕様書

1 目的

宮崎県のアンテナショップが設置されていない都道府県において、県産品販売、観光PRなどを小規模で行うミニアンテナショップを実証実験的に出店し、県産品展示販売・情報発信拠点とする。また、宮崎県産品の認知度向上・流通拡大のみならず、地域の購入者情報の分析を行い、今後の宮崎県のPR施策の検討の一助とする。

2 業務の名称

宮崎県ミニアンテナショップ事業業務

3 委託期間

契約締結日から令和6年3月31日までとする。

4 具体的な委託内容

(1) 業務場所

東京都、大阪府、広島県、福岡県、宮崎県を除く地域にて本事業を実施することとする。

(2) ミニアンテナショップ開設期間

1か月以上の期間開設することとする。

(3) 店舗コンセプト等

ア 店舗の基本コンセプトは「県産品の販売を通じた宮崎県のPR」とする。また、新型コロナウイルスにより落ち込んだ物産振興・誘客促進の視点を加えること。

イ 店舗スペース装飾、使用什器等は、宮崎らしさが感じられるものとする。

(4) ミニアンテナショップ機能

ミニアンテナショップに設置する機能としては、ア「物販コーナー」、イ「観光情報」とする。

ア 「物販コーナー」

- ・宮崎県の特産品を販売するスペース。
- ・宮崎県の特産品については10社以上かつ20品目以上を取り扱うこと。
- ・可能な限り陳列したすべての商品が来店者に見えやすく、手に取りたくなるような工夫を行うこと。

イ 「観光情報」

- ・観光PRパンフレットを設置可能なラック等のスペースを設けること。
- ・観光PRポスターを設置可能なスペースを設けること。

(5) 備品の手配

4(3)(4)の店舗機能の実現に必要な備品については、受託者が手配すること。

(6) 各種申請手続き

試飲試食、酒類販売に当たっては、保健所、税務署等へ各種申請手続きを行うこと。
なお、申請に際して手数料が必要な場合、その費用は委託料に含むものとする。

(7) 広報及びPR

店舗開設の事前告知、期間中のPR等について、チラシやポスター、WEBサイト、SNSの活用等、幅広い手段を利用し、効果的な広報を実施すること。

(8) 購入者データ分析

ア レジデータ等を活用し宮崎県産品の購入者に関するデータの集計・分析を行い県に報告すること。

イ 報告書は、紙ベース（原則A4版）を1部、及びその電子データ（Microsoft Word、ExcelまたはPowerPoint形式）とする。

ウ 県に報告したデータ分析の結果は、宮崎県に帰属するものとする。

(9) 各種記録の作成・提出

ア 開催期間中の会場風景、イベント実施時等について、記録写真の撮影を行い、データで納品すること。

イ 本業務が取り上げられたメディアの記録を行い、データで納品すること。

(10) 新型コロナウイルス感染症の影響等により、計画に変更が生じた場合又は本仕様書に明記のない事項については双方協議の上、決定することとする。

5 留意事項

企画全体にあたっては、次のことに留意すること。

- (1) 本事業にかかる委託料については、その他の事業費への流用をしないこととする。
- (2) 本仕様書に定めのない事項については、県との協議により決定する。